

# 平成19年第3回五條市議会定例会（第3号）

日 時 平成19年9月7日（金） 午前10時 開議

## 議事日程

### 第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	黄 木 英 夫	<p>1 五條市の財政問題について （1）5年後財政分析の予想指数と算定基礎について</p> <p>2 入札改革について （1）平成19年8月以降の入札新参加要綱について （2）落札率について ア 平成19年8月前後の比較について （3）ランク別業者数と発注金額及び入札グループ数及び工事の分割発注について （4）五條土木事務所との整合性について （5）地域性について （6）電子入札について （7）談合の損害賠償について （8）談合防止のかなめは何か</p> <p>3 行政改革について （1）機構改革について ア 支所の改革について</p>	<p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p> <p>市長・部長</p>

- 第二 定数等検討特別委員会委員長報告
- 第三 議第三十三号 五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の制定について
- 第四 議第三十四号 政治倫理の確立のための五條市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 議第三十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について
- 議第三十九号 五條市土地開発公社定款の変更について
- 第五 議第三十五号 五條市個人情報保護条例の一部改正について
- 第六 議第三十六号 五條市公園条例の一部改正について
- 第七 議第三十七号 五條市営住宅条例の一部改正について
- 第八 議第四十号 五條教育ネットワークシステム構築業務委託契約の締結について
- 第九 議第四十一号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定について
- 第十 議第四十二号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十一 議第四十三号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について
- 第十二 議第四十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第二号）議定について
- 第十三 認第一号 平成十八年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認第二号 平成十八年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第三号 平成十八年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第四号 平成十八年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第五号 平成十八年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第六号 平成十八年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第七号 平成十八年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第八号 平成十八年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 認第九号 平成十八年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認第 十号 平成十八年度五條市水道事業会計決算認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(二十一名)

十六番	十五番	十四番	十三番	十二番	十一番	十番	九番	八番	七番	六番	五番	四番	三番	二番	一番
榎	寺	佐	花	山	北	西	峯	山	山	益	池	藤	川	太	西
塚	本	間	谷	本	山	尾	林	田	田	田	上	富	村	田	本
凱	保	正	昭	久	和	彦	宏	澄	由	吉	輝	美	家	好	幸
一	英	己	典	和	生	和	政	雄	己	博	雄	子	廣	紀	洋

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	吉野	黄
副市長	榮林	木
教育長職務代行者	橋本	勝美
監査委員	岩城	重夫
市長公室長	岡本	和人
生活産業部長	林本	正信
健康福祉部長	清水	康勝
西吉野支所長	森本	元博
大塔支所長	竹本	重博
消防署長	窪本	佳秀
会計管理者	堤好	文秀
水道局長	阪上	武則
財政課長	堂ノ	賢治
		清孝
		龍雄
		末次
		康嗣
		英夫
		田原
		大谷
		榮林
		土井
		榮井
		大谷
		田原
		二十一番

事務局職員出席者

秘書課長 田 中  
庶務課長 大 垣 賢 衛  
企画調整課長 山 下 正 次

事務局長 長 田 雅 光  
事務局次長 乾 旬  
事務局主任 西 峯 久 美  
事務局主任 笹 谷 美 豊  
速記者 柳 ヶ 瀬 五 美

午前十時一分再開

○議長（寺本保英）ただいまから、昨日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。

この際申し上げます。議会運営委員会に対して、市長の方から、昨日の一般質問の答弁について不適切な対応があった旨謝罪がありましたので、御報告申し上げます。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（寺本保英）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのおりであります。

配付漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（寺本保英）日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁はめいりよう、的確にお願いします。

なお、先の議会運営委員会での申合せにより、今定例会から、一般質問は一問一答方式により行います。よって議員並びに理事者側におかれましては、質問、答弁は自席からとさせていただきますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。

また、議員各位には申合せのとおり同一議題について質問回数は三回までとし、時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。理事者各位にも御協力をお願いいたします。

十七番黄木英夫議員の質問を許します。

○十七番（黄木英夫） 皆さんおはようございます。

質問の許可をいただきましたので三点質問させていただきますが、台風九号が関東の方に抜けまして、心配しておった災害もなく終わったわけでございますけれども、関東の方においては死傷者も一人出ているように報道されておりますし、災害に遭われた地域に対しては、心からお見舞い、お悔やみを申し上げる次第でございます。

第一問の、五年後の財政分析と予想指数と算定基礎でございます。大変、昨今、財政問題、これはマスコミ報道も踏まえてはやり言葉のようになりまして、赤字財政、こういうことについて大変毎日のように政治報道されているわけでございます。

集中改革プランも、榎市政時代以来作って市民に報告されておるわけでございます。その中で、なぜこの赤字がこういうふうになったんだと、こういう市民の批判というものが執行機関の方に今まではいつていたわけでございますが、一番の、議会に対してチェック機能が果たしていなかったのではないかと、こういう批判が、特に私はそのように批判を受けておるわけでございまして、でありますから、やはりこういう公開の場で、その内容、今後どうなっていくんだと、こういうことを細かに市民最たる公開の場で議論をする、報告を求めると、これが趣旨でございます。

そこで、今いろいろと助成金とかいろいろな人件費の問題、このプランに書かれておりますけれども、これは現状を基準にしていろいろとやっておるわけでございます。五年先、十年先、これはどういふことになるんだろうなという、特に近い将来、五年先は五條市がどういふふうなことになるんだろうと、こういうことはこれを見ただけではわかりません。でありますから、こういうことを的確に市民の皆さんに知らしめるべきであろうということがこの質問の趣旨でございます。

監査報告にもありますが、いろいろな財政分析、比率というものが、いまだなお十七年度から十八年度に悪化しておるといふような状態、報告があるわけでございます。五年後にどんな状態になるのか、まずその指数を、財政指数を公表してもらいたい。そしてその後、どういふものを基準にして

これをつくったのかということも一々お尋ねをしたいと思います。

○議長（寺本保英） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） おはようございます。

十七番黄木英夫議員の一般質問、一、五條市の財政問題について。（二）五年後財政分析の予想指数と算定基礎についてお答えいたします。

集中改革プランを、去る五月十日の本部会議において最終決定をいたしました。その後、議会で報告申し上げたとおりでございます。

その事務事業の見直しにより九億三千万円、そして、人件費を五年間で九億四千万円削減し、合計十八億七千万円の財政効果を見込んでおります。

さらに、退職勧奨を奨励し、五十九歳で退職すれば十五パーセント、五十八歳で退職すれば三〇パーセントの上乗せをし、より一層人件費の削減に努める計画でございます。

二十年度予算では、枠配分方式をとり、約百七十億円の予算額を設定し、更に五年後には百五十億円くらいに削減しなければならないと考えております。

そうすることによって、御質問の経常収支比率を、五年後は九四・八パーセントに抑えるの見込んでおります。

また、一般会計では、地方債残高を、平成十八年度で約三百三十億九千万円ありますが、平成二十二年度では約二百三十六億三千万円となり、約九十四億六千万円を減らす計画でございます。

以上で答弁とさせていただきます。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） 経常収支比率が、今、九四・八と、五年後に、こういう発表がありましたわけですが、この程度でいって果たして安心した数字なのかと、安心という言葉はないかもわかりませんが、この、まあまあという数字は七〇から八〇と報告されております。監査報告にも書いてあるわけでございます。それにはまだほど遠いわけでございます。まだまだこれから削減をしていかなければならない問題が多々あるのではないかなと思っております。

さて、それでは交付税もどういうふうな方向に向いていくのか、あるいは税収入、人口も必ず減るといって、これは合併のときにシミュレーションしてあったわけですから、事業収入、比較的ありませんね、事業収入って。今、テクノパーク・ならんかが十億くらいですか、もつとあるんですかなあ。そういうことも市民の前で報告していただかなければなりません。北宇智工業団地もあのまま、これは大変な、これを活用するという、

ここに何か、目的も何もないわけでございます。こんな無駄なものをいつまでも空けておくということも大変この時節に従わないものではないかなと、こんなように思っております。歳出……。これは歳入の方、このようなことをひとつ報告してもらおうと、歳出ですね。もちろん議員定数も十四日には削減するというのもやっておりますが、財政効果も十八・七億という、今発表がありました。

そこで公共事業の削減というものがこれは予定していかないと、いつまでもこのままではいかんという、今年は昨年二分の一ぐらいに減らすという事は聞いておりますけれどもね、こういうことも計画的に公共事業費も抑えていくようにしないと、これ、九十何パーセントというのは、これは危ない数字ではないかなと思うんですね。

補助金、委託料、これ、いろいろ書いてありますけれども、話前後するけれども、なぜこれを聞くかというと、補助金でも委託金でも何でも市民に負担かける場合、なぜこんなことをこれだけおれらが負担せんらんのか。例えば自治会でも、なぜこれだけ減らしてくるんだと、二〇パーセント、三〇パーセント、これ。二〇から三〇パーセント、皆一律減らすのだからこうするんだよと。これじゃあ通らないのです。五年先ではこういうふうな係数になりますよと、だから皆さん辛抱してくださいよと、こうしないと職員の皆さんも回答のしようがない。何でもかんでも減らす、減らすじゃ、これは市民も納得しないわけでございます。議員も、あんたチェック機能、今まで二十年も何年もしてこなかったじゃないか。あんた一番悪いんですよ。こういう結論になるわけでございますけれども、だからよく厳しくこれからせん議していかなければならぬ問題ではないかなと、このように思っておるわけでございます。

人件費の削減六十五人となつていますけれども、これは実際は百二人、この間聞いたら百二人なんだけれども、新しいのを入れるから六十五というようになるんだと言っていましたけれども、退職金がここに入るので、退職金ですね。これはばく大な金額になるわけですが、こういうものが恐らくこれに含まれていないのではないかと。こういうことを入れると、これは大変な危険な数字になるんじゃないかなと私は思うわけでございます。それならなおさら、こういう出費の方をどんだんこの際落としていかなきゃ。そのためにも市民が理解するためには、こういう数字、具体的なことを発表して、安心・安全、市民は疑念を抱いております。今後どうなるのだろう、五條市は。疑いの目で見ているわけでございますから、こういうことをきつちりと数字を表して市民に公表すべきであると、私はそういうふう、以前に、榎市長のときからも数字をさせと、こういうことを言ってきたわけでございますが、今日はこうして数字は表していただきましたけれども、もっと下げなければ駄目ですよ。九四くらいでは、一〇〇でとんとんです。すからね。簡単に、素人話にしても。それでちよつと下がったくらいでは駄目なんです。

それと、今副市長が説明されましたけれども、来年、再来年が一番苦しい。そうでしょう。一番苦しい。それからだんだんと楽になってきますよと



というような話もして明細に表しておく必要があるのではないかと。今言った人員削減でも百人減る、退職勧奨も何人かしていただくことになるだろうと思いますが、そういう三千万、四千万近い退職金を払ったら、おのずとばく大な数字が出てくるわけでございますね。職員も減っていくわけだから、職員の給料も減るけれども、その差というものは五年間でものすごく出てくるわけですよ。だからそういうものを計算に入れて、もう少し出る方を削減するという、そして数字が出てくるように、今後私は当局に対してもっと計算をし直さないかとか、何かきついことを言うけれども、今言うたように、チェック機能を果たしていないじゃないか。あんたら議会が一番責任者だよと、こう言われている時代だから、これから厳しくしていかなんものはいかん、あるいは住民地域の皆さんの要望も、やはりきちつとイエス、ノー、はつきりしていく時代が来たのではないかなと、このように申し上げるわけでございます。

それと、今、人件費の問題、いろいろ話しましたね、公共事業の削減とかね。補助金とか委託料、これは出ていきますからいいですが事業費の、公共事業の削減、それから退職金の問題も、これも一つそこに入れて、公共事業は今言いました。基金もね、今表面上は四、五十億書いてあるけれども、使えるものは二十億くらいしかないはずですね。十八年のことですから、監査委員の方もおられますけれども、ほとんど使えないので、基金の状況はどうなるのか。そして、まだこれから決算委員会やるわけですから、剰余金と書いてあるのですね。これは基金を入れたことを計算に入れていないのでしょうか、前にそんな話聞いたから。これでは、剰余金があっても、それは科目によったら赤字になるところもあるのですよ。だからそういうことも明らかにして市民に公表しなければならぬのではないかと、こういうことを申し上げて、その他小さいこともたくさんあるだろうけれども、これはということを開、これは市民の一番の最たる公開の場ですから、ね。二十一人の議員が市民の代表としてきているわけです。その前できちつと発表していただく。そして、その後……、まずそれを先にやってください。

○議長（寺本保英）答弁、だれに求めますか。（「分かる人がやってください」の声あり）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）黄木議員の御質問にお答えさせていただきます。

五年後の数字、かねてからこういうようなことをいろいろな形の中で御指摘ございました。ただ、これはある程度の収入についても、地方交付税についても、税収についても、ある一定の基準でこう伸びるであろうとか、こう下がるであろうとかいう基準でしております。現実としては、交付税にしましても、我々の予想をはるかに上回るようなスピードで国の方も削減をしてきました。そういうった絡みの中で財政が厳しくなったというのが現状かなと思います。そんな中でとにかく歳出を抑えなければならぬというふうなことで、集中改革プランはそれを中心になって作成したわけでございまして、職員につきましても、当然合併によりまして多い、多いと言われておりますが、それについても五年間で六十五人削減していこうというふう

な中で、それと今年度は勸奨を募集していこうと。一人辞めていただくことによって七百万くらい削減ができるというふうなこともございますし、これは着実にやっていかなければならないと我々は思っておりますし、予算につきましても、十九年度は百八十億という予算を設定をいたしました。また、来年度は更に削減すべく努力をしていきたいというように思っております。

以上です。

○議長（寺本保英） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 黄木議員質問の公共事業の推移でございますが、平成十七年の合併当時は事業費として七十二、三億あったわけですが、平成十九年度では二十一億、来年度の二十年度では三割カットの予定で十五億というような予定をしております。

まだまだ下がっていくわけですが、目に見えて公共事業がどんどん落ちているのが現状でございます。

以上です。

○議長（寺本保英） 堂阪財政課長。

○財政課長（堂阪賢治） 黄木議員の御質問にお答え申し上げます。

基金の状態でございますが、十八年度決算では約三十四億ございます。

それで、おっしゃっていただきました五條市の五年後のシミュレーションの中で、今基金を取り崩していますので、赤字という状態には陥ってございません。しかし、その基金がなくなりますと、赤字の状態になるということで、これでは大変だということで、今削減をしようという形で集中改革プランに沿いまして五年後のシミュレーションを行い、先ほど副市長が申し上げたとおりの数字でございます。

以上でございます。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） 基金は取り崩してそれを別個な剰余金の中に入っていないから、それを、基金を入れたら剰余金差引きした赤字の場合も出てくるということ、私はそれを言つとるんですよ。表面上はいいけれども、実際は。これは、今ここ数年後には会社方式というのか、プライマリーバランスとか、いろいろなことをやるようになっていきますね、これから。そういうようになってくと、当然赤字になるのですよ。ただ収入、支出だけで計算しているというふうになるんだけど、そういうものを、資産の評価とか減価償却とかいうたら大変なことになるなど。これは全国的ですから、これからの問題として大きな課題ではないかなと、このように思っています。いずれにしても、この数字が高い九〇何パーセントというのは、これは

余り小さく言うとしても結果間違ったら困ると思って言うとかんかも知らんけれども、それはそのときでいいんですよ。そのとき、そのときの実情が合えば、市民も納得してくれるのですよ。そやから、この時点でこれだけはこうしていかなきやならんということをそれぞれ広報にでも載せなければいけませんよ。広報にこういう財政問題を載せたのは去年からですよ。やかましく言うてようようこの財政問題、支出問題、広報に載せたのは、去年でしたな、榎市長の終わりごろで。そういう方法で、市民の皆さんに理解をもらうということが、私は情報、責任であろうと、このように思うわけでございます。

小さいことをいろいろ言ってもまた一から十までたくさんあると思いますが、基本は今発表された九〇何パーセントでは駄目ですよ、これ。もっと落とすような計画しないと。また後で、一年後でも聞かせてもらうときがあると思うけれども、ちよつと今聞いた数字では、百で当然、ちよつと下げたくらいでは駄目です。もっと下がるはずですよ、これ。

退職金でも百人おれば三、四十億要るやつ、なんぼ職員減らしてもやっぱり半分、二十億くらいはこれを賄いせんならん状態になる。公共事業というものは、まず出す方、どこが一番やりやすいかということも検討して今後計画してもらいたい。この点はこのくらいにさせてもらって、おしまいに市長も非常に財政再建ということで力を入れて当選されたわけですから、その所見をお伺いしたい。

○議長（寺本保英） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 黄木議員の質問に答えさせていただきます。

九四・八がまだ甘いとおっしゃるような御意見はよく分かるのですが、今までの公共投資、その他いろんなことを勘案しながら、また、一面皆様の要求を断りながら出した数字でございますが、そら、九〇を切るということは非常に理想的な形で、更に頑張っていくきたいと、そのように思っておりますし、いろんな要望も満足させながらですね、皆様とともに市民の福祉も守りながらやっていかんなんということでございますので、この数字が更に九〇を切るように、皆様方の御協力をいただきながら努力していきたいと、そのように思っております。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） 少し考えが変わっただけで数字はだんだん下がっていくだろうなど、これを期待するわけでございますが、そういう内容を市民の皆さん知ってこそ疑念が晴れるし、これから貧しい中でもやっていこうよと、こういうことになるのじゃないかと思うわけでございます。

なかなかこういう議会に対する批判も、今までのように理事者と議会とが両輪でというようなそんなきれいな言葉はもう通用しなくなりましたのでね。そして、選挙のたびにその負託を受けて、市長は市長なりの政策を持って選挙に出てくるし、議会も、議員もそれぞれ一人一人地域の皆さん、支

持者の皆さんから、有権者からそういう負託を受けて、要望も受けて出てくるわけでございます。そういう中で、なかなか議会だけ、お前とこ一〇〇パーセント責任だと、合議制を説いてもなかなか理解していただけないと、こういう現状でございますので、今後、これは厳しく議会も議決する際にはあかんもんはあかと、はっきりと。

それと、この二十年前からは、やっぱり五條市の政治姿勢、政治風土というものがなかなか難しい問題がありました。悪い言葉で言うと、入札の方で申し上げますけれども土建屋行政という、それによって負もあれば功罪、これはあったと思います。しかし、これだけ財政がひっ迫して公共事業も国の方針も変わってきたら、もうここで一大転換しなきゃ、その気持ちにならなければ、俗にいう赤字団体に陥ってくると、こういうことを認識せざるを得ないわけでございます。

さて、次に移ります。

入札改革についてでございますが、大変このことについては、御案内のようにここで何回も、毎年入札改革について榎市政時代にやってまいったわけでございますが、平成十三年六月に公共事業の契約の入札の適正化というものが法制化されて、それから十四年、十五、十六、十七と私がずっと入札改革の問題を取り扱ってきたわけでございます。今日はその職員がおるかと思えますが、大変職員も苦労しただろうと、自慢じゃないけれども郵便入札でやったのは奈良県で五條市が一番トップだったですよ、そうでしょ。だれも違うと言う人はいない。奈良にせよ、生駒にせよ、みんな五條の後ですよ。奈良市でもあれだけの問題を起こして、そしてようやくやくやたと。ですから、五條市は業者の皆さんの良心的なこともあっただろうし、職員も嫌がらせを受けながら、憎まれながらよく付き合ってくれたと、それは私が一番分かっているんです。ですから、郵便入札がトップを切つてできたと、こういう経緯も市民の皆さんに公開の場で発表しておかなければならんなど。これは、職員の努力に対して私も敬意を表します。そういうことで、今回、十八年の六月かな、六月から郵便入札に切り替わった、全部ね。そして、そのときに一般競争入札A、B、その下は指名だけでもその中で公平にいくという、あるいは透明に、これ公平、透明、競争というのを平成十三年にできた法律の一番の基本原則なんです。それができていないんだから、いろいろちまたから批判を受ける状態になる、談合している。一〇〇パーセント近いようなもので、これ状況証拠としてみんな言っていますよ、談合があるって。これは、業者の皆さん方に、私は三年、四年間も徹底的に憎まれたですよ。もうこの辺りで憎まれんようにせないかんと思うんやけど、電子入札のことも後で話しますが、これできちっと何したら業者の方も本来にまじめに努力した経験がある実力者が残って、自然とうたされていくと、昨日、二百五十何社あるというお話、答弁があったですけども、これからその内容も聞くわけでございますが、そういう人たちもとうたされていくと、このように思うわけでございます。

それで、入札改革について、落札率、新しく今度郵便入札の方法も、それから、今年の八月からですか、なお改革が、競争性を発揮できる、談合なんてことを言われんようなきちっとしたものをやるということで発注いたしております。その内容の中で、落札率、十九年八月前と後、また、余り統計が出てないと思うけれども、まずそれを、どういうふうになっておるのか、また、いい結果が出ておるか、まだそこまできかないかも分からないけれども、ちよつと発表してください。

○議長（寺本保英）岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人）黄木議員の御質問にお答えさせていただきます。

落札率についてですが、平成十八年度の入札件数は百八十二件で、平均請負率については、九一パーセント程度でありました。

また、本年八月より新制度での入札件数はまだ二十件でございます。平均請負率は八四パーセント程度となっております。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英）十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫）徐々にそうして効果が上がっていくと、人のもうけるやつを邪魔するということのようなことを私は四年間ずっとやってきて、そら大変申し訳なかったと思うけれども、公平、公正、市民が納得できるこういう結果が出てくるということは、業者の方も協力的になってきてくれておるのじゃないかなど。ただ、前は上位、A級、B級の上位大企業がかなり批判的でございますでしたね。それが一般競争入札に何社あるか、これから数を聞くわけでございますが、そういう中で、一番下の小さいランクがものすごくひしめき合っているという、そういう結果が今の数字は、ガタンと落ちたやつが、そういうことで競争が激しくなっているということが結果だと思えますよ。県の方のことを聞いても、三〇パーセントくらい落として、どんだん入札をやっておるとい、そういうような結果も聞いておるわけでございます。

そこで、ランク別、こういう問題を一々言うのは、委員会でも言ってるね、また、我々が議会報告でも出したらいと思っただけでも、やっぱりこれは変わった、問題が問題でございますので、ここで情報というものを公開してもらおうという意味でランク別業者数、そしてランク別に発注金額が決まっているわけですよ、何百万か何千万と。それと、入札グループの数、何社でやっておるのか、各グループごとの、工事の発注ね、そういう状況。それを発表してください。

○議長（寺本保英）岡本市長公室長。

○市長公室長（岡本和人）ランク別業者数と発注金額及び入札グループ数の工事の件でございますが、まず、土木工事でございますが、Aランクの業者

数は三十三社、発注金額が二千五百万円以上の一般競争入札でございます。

Bランクの業者数は十八社、発注金額一千五百万円以上の一般競争入札。Cランクは三グループ六十三社、発注金額七百万円以上の指名競争入札。Dランクは三グループの三十七社、発注金額が三百万円以上の指名競争入札。Eランクは四グループ七十七社、発注金額三百万円未満の指名競争入札でございます。

以上でございます。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） この入札方法をね、ちょっと後回しになりましたけれども、新しく入札方法ができましたですね。立会人をつくって、郵便やって、二人を選んで、公平にやるという、その方法を発表してくれますか。

○議長（寺本保英） 岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人） 八月以降の入札の参加要綱ということでございますが、今までは予定価格を公表しておりましたが、今回から設計金額を事前に公表して、当日九二パーセントから九六・九パーセントの範囲でくじにより予定価格の算出割合を決めて設計価格に乗じた額を予定価格と決定しております。

以上です。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） 上位ランクは、私調べたところの数は、Aランクが三十三ですか、A1が。それからBランク、これが十八社。これは一般競争入札ですから競争性の高い、やり方によっては透明なものにできると思うのですが、下の方のランクにつきまして、七十七社というように、これがあるわけです。それは、グループに分けてやるということですね、今までのやつは。そのグループを増やして競争性を発揮するという、こういうことに改良されておると思うんですよ。Eランクなんか七十七社ですね。ところが、その中にも少し偏った数で入札するようなことも見受けられますので、これはいろいろ今後改良していてもらわないと、なぜ二十何社も一緒になっておるのがあるのに、十社少々くらいでせんらんのかと、こういう問題も起きてきますから、それは的確に今度やってくださいよ。どういうふうに、今後の方針としてね。

それと、次から次へと時間が長くなるのですが、肝心なことだけいきますと、グループごとのグループ替えということも去年郵便入札のときにやっただけですわ。同じ人たちが十何社やっておったら、やっぱり順番制というような批判を受ける、そういうことになるので、グループ替えをするとい

う、これも今後やっていく、今までもやってきておりますから、今後、二十社、何十社というようなことを聞いておりますけれどもね。そういう方法にすれば、一生懸命になって技術力のあるまじめな人が仕事をとれるということになるわけでございます。

そして、一番上位ランクの八千万以上がJVという、これ普通の一般の人は分らないのですけれども、共同で、会社が何社か一緒になって受けるわけですが、これをちよつと説明していただけますか、JVのことについて。

○議長（寺本保英） 岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人） 黄木議員の御質問にお答えさせていただきます。

JVにつきましては、土木八千万以上の工事で発注を行っておるわけですが、土木のA1ランクを代表者とするJVで発注を行っております。以上です。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） JVだけでも、この入札方法はどうするのですか。これは難しい問題だと思うんですね。今までこれで結構批判を受けておるのですが、どうしますか、今後。

○議長（寺本保英） 岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人） 一応、八千万以上につきましては、A1ランクを代表者とする、いわゆるJVのもう一人の相手方、これは二社にするか三社にするかというのはその都度協議していくわけですが、その中でBランクの者も入れてくる場合もございますし、A1とAを組む場合もございますし、その金額によってもある程度そういうことはそれぞれ委員会の中で決定してやっております。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） 今までそれが問題だったんです。委員会、委員会って、あんたら、委員会をつくってトップが、副市長ですか。榎市長時代にこれが問題になったんですよ。仕事をとる者はとるし、下の者でとれない者はとれない。そして下請、下請言うて、汗と脂でする者にみんなしわ寄せが行っていたという。これをうまく、JVの上の方の八千万以上、あるいは一億二、三千万、全部こうあるわけですが、それをうまく、数少ないですよ、いいところみんな食ってしまったから。数少ない中でどこに公平にするかと、こういうことを考えておりませんか。ちよつと、これは次の電子入札に関係することなんだけれども、ちよつと考えていることを言ってください。どういうふうにして仕分するのですか。

○議長（寺本保英） 岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人） 今現在、五條市内ですと、それぞれAランク三十三社と申しましたし、Bについても十八社おりますし、それが組むというこ  
とであれば、十八以上になりますので、その範囲の中で発注をしていくということになります。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） そのくらいの程度しか、まだあんたらできていないんじゃない。これね、じゃあ電子入札、先に、どういうふうを考えているのか、  
ちよつと電子入札について答弁願います。

○議長（寺本保英） 岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人） 電子入札の件につきましては、昨日大谷議員の方からも質問ありましたが、終極の目的といいますか、そういうような形では  
取り組んでいきたいと思っておるわけですけれども、それをすることによりまして、毎年五百万程度の維持費というのもございますし、いわゆる下位  
のランクの業者の対応ということも問題になってくると思いますので、それについては、今後検討していきたいと思っております。（「十七番」の声あ  
り）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） それですよ。

何も下のランクの人にそれは適用できませんよ、そら。だから八千万以上の人は電子入札にもう即するべきですよ。そういう大手の業者は、十分そ  
の能力持っているわけですから。私の考えを申し上げますと、インターネットで資格、点数とかあるのでしょうか、経審とかいろいろ問題があつて、  
そういう人たちの入札資格者をまず出すんですよ、インターネットで。そしたら、業者の皆さんは、おれらは資格があるなということになれば返つて  
きますよ、入札参加の。そこで、今度は、インターネットでその方に入札のいろいろの方法を言つてやる。全然顔を合わさなですよ、これ。そうで  
しよう。そういう方法にしてやるという、ほかでもやっておるところがあるんですよ。そうすれば公平にいくんですよ。公に点数制もあつて、規模  
もあつて、いろいろな何点以上はなというのはあるはずですから、そういう資格者を集めて、そこからインターネットで入札してもらうのですよ。  
そして、今言つたこの入札方法によつて、立会人を決めてね、最後は。そして、九二とか九六とかつて今おっしゃっていましたけれども、それから下  
は……そういう方法でやると。これは一遍、大きな入札があるまでに検討してください、できるはずですよ、これ。小さい業者にはとてもできやしま  
せん。五百万や六百万すぐ浮いてきますから、その大きな、何億という、JVなんかやつたら。

それから、九二とか何とかの予定価格ですか、これを、設計価格の何パーセントとすることを、九二かなんか今おっしゃっていた、これも一つの疑



問でしてね。この点、この数字がいいのかどうか。実際、適正なものであるのかどうかも、これは検討課題だと思いますよ。ほかの方はもっと高くても八〇パーセント前後で十分競争性が発揮されていると、こういうデータもあるわけですから、これから今後の課題として、やはり研究してもらったらいかなと、こういうふうに思っております。

それから、昨日も出ておりましたね、談合の損害賠償。これは、契約書の中に小さい字で書いてあるのですね、あれ。それは、そんなもんじやなしに、もっと大々的に、あんたらミスしたらこうなりますよと、バーンと出さな駄目ですよ。奈良新聞に出ておったけれども、五條市の名前載っていない、六市だけが県内であつたらという。おかしいなあと。だからやっぱり契約書の中にはうたつておるといふ、それはあるんだろうと思いますので、もう少しこれは、きちつとした入札の際には列記せないかなと、このように思いますね。

JVについて、いろいろ電子入札についても、これから大きな、数少ないんですから、それを分けようと思えば、大変公平にしようと思つたら難しいですよ。それが市民感情は、業者間でも逆なです。それじゃあ、強い方と一緒にやろうかと思ひます。そういうことは断じてあつてはならんからね。今言つた電子入札の方で、必ずやりなさい、八千万以上は。

それから地域性があるんです。今までいろいろと地域性の批判もありましたね、地域性。副市長よく知っておるように。この場所はこの人でなければできないというやつ。あれ、名前変わりましたな。それを廃止したというように聞いたけれども、あれは廃止せなだめですよ。まず、言いにくいやるけれども、言わなきや駄目ですよ、これ。言うてください。

○議長（寺本保英） 岡本公室長。

○市長公室長（岡本和人） 地域性のことですけれども、先ほどからも何回も言っておりますが、Aランク、Bランクは一般競争入札。そして、Cランク以下については、ブロック別に、グループ別に分けております。

そして、地域性というのは、旧五條市・大塔・西吉野という地域性は今現在残しております。これについても、考えて検討していきたいというふうに思っております。

以上です。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） そうでないところがあつたでしょう。言いにくかつたらいいけれども、公平にすると。どんな人もそこに資格があれば参加できるということですよ。

それから、今、西吉野、大塔、これはランクにより金額によって小さいやつまでみんなでやるというのは、こんなことは…、やっぱり地元は地元であるから、A、B、C、D、EのD、Eくらい、五、六百万くらいのもはその地域の人がみんなで入札しなきゃならんと思いますよ。それから、大きいものは五條市全体で、だれでも参加できるという。

おられない人のことを言うてどうかと思うけれども、榎市長みたいに、こういうもののがらみで大変苦労しておるのですよ。だから、こういうことにならないようにこれから気をつけてくださいよ、これ。これは大きな政治風土を変えることになるからね、これ。特に強く申し上げておきたいと思えます。

それから、もうおしまいになります。市長も、入札、談合のことにかなり意見を持っておられると思いますが、今後の課題としてどんな考えを持っておられますか。

○議長（寺本保英） 吉野市長。

○市長（吉野晴夫） 今、談合という全般の問題でございしますが、おっしゃるとおりで、一つ一つ談合がないように、私は就任以来努力しておるわけでございます。ただ、我がまちの産業が少ないので、できれば地元の業者にといい気持ちもあるんですが、黄木議員指摘のように、やはり談合ということは証拠はないですけども、予測もされることでございます。

かなめということにつきましては、心構えが一番だと、断固としてやる気持ちが大変だと、そのように思っています。

この前から、余計かも知りませんが、五百二十億、そして、年間の利息が十一億も払っておる我がまちのこの情勢ですね。黄木議員の御指摘のように、できるだけ子孫に負債を残さないということ、その一環として談合の防止もできるだけやっていきたい。だから、全般のかなめといたしましては、断固として談合は許さないと、仕事のしない人が一番もうけるというようなことは不思議でございします。そういうことをやらさないように、心構えを持ってやっていきたい、そのように思っておりますので、また、御協力もお願いしたいと思っております。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） とかく発注者は、理事者、市長なんですから。今まで、それがかなり揺らいでいたんですよ。だから、市民の批判が多く出てきた。職員の皆さん方も全部そういうことは感じておるんですね。そういうことにならないようにするためには、やっぱり市長が、おれが発注者なんだから、おれがお前らに請け負わせるといって、そういう言葉は悪いけれども、低姿勢で発注しなきゃ、最後は市長のはんこでなかつたらできない問題でしょう。だから、特にそういうことを申し上げておきたいと思うし、どっちが発注者や理事者が分からないようなことになったら大変なことになる。ならん

とは思うけどね。

そして、一つそれをやると政治を長いことやっている人はしがらみができてくるんですよ。だから、それが一番、今までの二十五、六年前からのずっと建設業の中のしがらみが、しわ寄せされてしまつて悪い結果が出たというのだから、これはしがらみのないように解消して、透明な明るい競争性のあるものにやっつけていかなきゃならん。これは大きな財政の、副市長も分かっているだろうけれども、この、例えば二十億、五パーセント下げたとしてもどれだけ収入が上がってきますか。もちろん、業者の方をいじめるんじゃないやありませんよ。適正な価格ということであつてね。そういうことも大きな財政再建の柱になるということ、そのことを肝に銘じてもらいたいと思います。

それからもう一つ、市長に申し上げておきたいのは、これだけここで業者の憎まれ口をたたくけれども、それでは奈良県は、この五條市の中の入札はどうなっているか。違うんですよ、五條市のやり方。だから、市長は必ず五條土木なり県に言うて、五條市のやつに合わせてくださいと、県の仕事は今まで同様やつて、五條市だけの業者だけがいじめられ、薄利になるということは慣行ですから、それは五條土木にでも言うて、この管内だけは五條市の入札方法に従ってくださいと、これは県に対しては言いにくい。県から言われるのは、上から下してくるわけだから、市から言いにくいからならないけれども、もし市長が言いにくくて具合が悪いのだったら、それは、個人的に私が議会の代表にはなれませんから、議長が代表ですから。まあ、これは市長がやっていたのが一番いいでしょう。大変差があるんですよ。業者の皆さん、分かつておると思いますわ。大変県は緩やかなんです。だから、こういうことは必ず県に、五條土木に言うて、徹底してもらおうようにやっていたきたいと。

談合につきまして、大変長い間、業者の皆さんに憎まれ口をたたいてきましたけれども、もう余り憎まれ口たたかないように。議員の皆さんに私は嫌われているのですよ。それは分かっているのですけれども、もうこれからは余り、要所だけを申し上げて、嫌われないように、そして成果が上がるように、電子入札になったら恐らくそうなるでしょう。私今申し上げたことを徹底していけば。そういうことで、是非お願いしたいと思います。三番目に、これも改革というのはやっぱ痛みを伴わなければ改革にはならないと。特にいろいろあると思いますけれど、私もこの山林関係で奥の方の人には、大塔村とか、西吉野ずっと奥の方、大分長いことお世話になっていましたから、その環境とか立地条件は全部知っておりますし、先般来も四、五日前、何してきました。一人か二人、年寄りがおられるところでも八トン車くらい入る道が過疎対策でつけたのですね。これから今後、五條市もそういうものをきちつと、年寄りも子供も安心・安全にやっつけていかなきゃならん。こうですから、まず、災害ということがありますね。ところが、そこへワンクッション置いて、これは二人の支所長おる前で、意味を、理解求めておるのですけれども、話しますけれどもね、あそこに本庁と離れて支所を置くことがどうなのかなあと、もつとそのエネルギーをいのように年寄りや子供に活用する方法がないのかなと、こんな事も考

えておるわけでございます。

改革について、今後の方針についてちょっと聞かせてください、機構改革。

○議長（寺本保英） 榮林副市長。

○副市長（榮林勝美） 十七番黄木英夫議員の質問にお答えいたします。

機構改革における支所機能の検討につきましては、集中改革プランに基づき、より効果的な行政サービスの提供という観点から、厳しい財政状況や行政サービスの効率性を考慮しながら、全庁的に検討を行ってまいりたいと考えております。

今後、具体的な機構改革案を策定し次第、議会に説明をさせていただきます、理解を得ながら改革を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。（「十七番」の声あり）

○議長（寺本保英） 十七番黄木英夫議員。

○十七番（黄木英夫） これね、こういうことを言うと、また山間部に住んでおられる方が勘違いしてもらったら困るのですけれども、やっぱり二つの支所は、肝心なところはやっぱり置くんですよ。支所別途にするという、部長をそこに置いていろいろやるということは、必ずエネルギーを、そのエネルギーを使うという、今さっき言うたように、そのエネルギーをそっちの方へ、子供や年寄りに使うような方法で本庁直結にしたらいと思う。そうすると、じゃあ奥の方は見放すのかというのでは決まてないのです。それは私、分かっただけです。これから八トン車でも、ずっと一人のそこへ隅々まで道路つけているやつ、これは一人そこに年寄りがおられても、決して、それを守らないかんのです。政治というものは。それを心配させたらいかん。子供は安全に教育させる、これは減ってくるのか、合併とかいろいろ出てくるかもわかりませんが、それはきちっと。そして、災害の問題。これが大きな問題で、この支所を本庁に何してしまったから災害が一番困るといふ、これはいかんのです。災害は災害なりにもっと以上に効果がるような方法を考えると、これはできるはずですよ。

恐らく行政の皆さんも、二人の支所長の意見聞いてやっていただいて、決してサービスが低下しないように。こういう話をすると、奥のじいちゃんばあちゃん、何でほったらかしにされるのかと。そして、議会も、定数何しますけれども、やっぱり議会の皆さん全体で、これは全国区ですから、議員が。そういうことで、適正に、年寄りや子供の皆さんが心配しないような、しかし、そのエネルギーは効果があるようにしてもらおう。こういうことを提言して、お願いして、一般質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）以上で十七番黄木英夫議員の質問を終わります。

一般質問は終わりました。

次に、日程第二、定数等検討特別委員会委員長報告を議題といたします。

本件につきましては、委員長に報告を求めます。定数等検討特別委員会山本久和委員長。

○定数等検討特別委員会委員長（山本久和）おはようございます。

ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、定数等検討特別委員会のこれまでの経過及び審査について中間報告をいたします。

当委員会は、御案内のとおり、平成十七年九月の新五條市の誕生に伴い、議員定数については合併後の最初の一般選挙に限り現議員数である二十一人となり、次の一般選挙においては条例定数による十八人とされていることから、改めて議員定数の見直しについて協議、決定することとし、「本市に見合った議員定数等の検討」を目的といたしまして、昨年十二月十五日に設置され、七人の委員が選任されたところであり、以後、議員定数を何人に定めるかについて、今日まで慎重に審議を重ねてきたところであります。

当委員会では、二月十六日から八月二十九日まで、「議会の役割」「議会機能の発揮」「市民意思の反映」「人口の推移」「経費削減との関係」「他の自治体等との比較と影響」などにも触れながら、三回にわたり、精力的かつ慎重に定数についての議論を重ねてまいりました。

まず、五條市が市制施行されてからの議員定数の変遷と改正の際に議会で出された意見、議員削減による予算への影響、奈良県内及び近隣市における議員定数の現状、また、五條市と人口等が同規模で、平成十七年度中に合併しなかった全国百七十八の自治体の議員定数について、いろいろな角度から資料をもとに調査を行いました。

第一回、第二回委員会では出された主な意見としては、次のようなものがありました。

まず、減員だけが方策ではないと考える意見についてであります。

「現在は選挙区が設けられているが、選挙区がなくなると地域の声を行政に届けることが困難になる。議員は、地域、住民の代弁者であるので、住民の数が少なくてもその声を届けることができるようにするべきである。」との意見がありました。

一方、減員するべきと考える意見についてであります。

「県内他市と人口割りを比較すると、減員するのが妥当ではないか。」「議員を削減することを市民が求めているのではないか。」「議会としても行財政改革とコスト削減に取り組む必要がある。」との意見がありました。

そこで、五條市と人口が同規模団体の実態を把握し、当委員会として参考にするために、八月二日に、全国市議会議長会でも先進事例として紹介され、議会改革を積極的に行っている長野県須坂市議会の実情を把握するために、視察研修を実施いたしました。

次に、八月二十九日に第三回委員会を開き、再度、様々な角度からの議論を踏まえ、具体的な減員数についての審議を行いました。

いろいろな意見はあったものの、定数については、十六から十二の範囲で削減する方向で審査することになりました。  
なお、その他の意見としては、次のような意見がありました。

「定数の削減は、この間、他市が行っている市民との懇談会等の結果をみても時代の流れであると思うが、地域、住民の声を行政に届ける代弁者が地域には必要である。」との強い意見がありました。

以上が、これまでの当委員会における経過であります。後日、議員全員協議会を開催していただき、議員各位の意見を聴取し、今後、当委員会の審査の参考といたしたいと考えております。

以上で、定数等検討特別委員会の間報告を終わります。

議員各位には、引き続き御協力をよろしくお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○議長（寺本保英）報告が終わりました。

本件につきましては、委員長からの中間報告にもありましたとおり、また、昨日、各位に御通知いたしましたとおり、九月十四日に議員全員協議会を開催し、各位から御意見を聴取することといたします。

○議長（寺本保英）次に、日程第三、議第三十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第三十三号 五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の制定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。林生活産業部長。

〔生活産業部長 林 正信登壇〕

○生活産業部長（林 正信）おはようございます。

ただいま上程いただきました議第三十三号 五條市環境衛生施設周辺整備事業に伴う集会所設置条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の制定は、周辺整備により集会所等の建設を行う場合、これまでは開発許可の対象外となっておりましたが、奈良県の審査基準の強化によりまして、設置条例等のない場合は開発許可の対象となることとなったため、本条例を制定するものでございます。

それでは議案書の二ページをお開き願います。

第一条、第二条では、条例及び施設の設置目的を定めております。

第三条には、これまで周辺整備事業により建設されました施設の名称と位置を。

第四条には、管理について。

第五条から七条までは使用許可、使用の制限、使用料について必要な事項を定めております。

第八条には、使用者の義務を。

第九条には施設整備等をきそん、滅失の場合の損害賠償について。

第十条には、条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めることとしております。

附則といたしまして、条例の施行日は公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十四番」の声あり）十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己）これは厚生常任委員会に付託されるということでございますけれども、私は建設経済常任委員会ですので、部長にお聞きするのですけれども、開発行為に関する奈良県の審査基準が強化されたか、なぜ強化されたのか、その理由をちよつと教えていただけますか。

○議長（寺本保英）林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信）ただいまの佐久間議員の御質問、なぜ開発審査基準が強化されたかということについてお答えさせていただきます。

これまでは、市長が、公的施設であるということで、理由書をつけて提出すると開発許可の対象外となっておりましたが、これらの施設が目的外に

使われるケースが出てきたということで、開発許可の対象とするということでございます。（「十四番」の声あり）

○議長（寺本保英）十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己）この三箇所でございますけれども、いわゆる今までにこの三箇所でも目的外の使用をされていないという前提で、奈良県ではそういう集会所、いわゆる環境衛生の周辺整備という中で集会所ということですから、五條ではそういうことは無いというふうに確信しているのですが、奈良県でそういうふうな事例があったということだと思っておりますけれども、その内容というのは、御披露できるのであれば御披露していただきたいし、またできなければ、また終わってからでも教えていただけますでしょうか。

どうぞよろしく願います。

○議長（寺本保英）林生活産業部長。

○生活産業部長（林 正信）ただいまの御質問、どういう目的に使われているかということは、ちょっとその辺のところまでは県の方で聞いてはおりませんので、後日、県の方に問い合わせさせていただきたいと思っております。（「十四番」の声あり）

○議長（寺本保英）十四番佐久間正己議員。

○十四番（佐久間正己）分かりました。しかし、そんな、おかしな話でね。いわゆるいろんな条例というのは、いろんなことがあるさかいらしいことをしますというときに、なぜ強化しなければならないという理由を把握してからしないと、ただ単に上から言われたさかいらしいにやりますだけでは、余りにも公務員の枠にはまったような気がしますので、これは分かっているけど言えないのか、分からないから言えないのかは別にして、これ、当然厚生常任委員会でもだれかが質問するかと思っておりますので、これしとかんことには、やはり地域の皆さん方がこれに対して疑念を持たれると大変困るのではないかと思いますので、ちょっと意見として言っておきます。

○議長（寺本保英）質疑を終わります。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）次に、日程第四、議第三十四号、議第三十八号及び議第三十九号につきまして、一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第三十四号 政治倫理の確立のための五條市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について。



議第三十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について。

議第三十九号 五條市土地開発公社定款の変更について。

○議長（寺本保英） 提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人） ただいま上程いただきました議第三十四号、議第三十八号、議第三十九号は郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律等の施行に關連するものでありまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第三十四号 政治倫理の確立のための五條市長の資産等の公開に關する条例の一部改正について御説明申し上げます。  
議案書の五ページをお開きいただきたいと存じます。

第二条第一項第四号中の改正につきましては、同法律の施行により郵便貯金法が廃止され、同号中の一部を改正するものであります。  
施行後の郵便貯金等につきましては、預金に含まれることとなります。

また、同項第五号から第十号までの改正理由につきましては、証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴い、金銭信託が有価証券に含まれることにより、同項第五号を削除し、また、証券取引法が金融商品取引法に改題されることにより、同項第六号の一部を改正するものであります。

さらに、同項第五号の削除に伴い、六項から十項までを一号ずつ繰り上げるものであります。

施行日につきましては、第二条第一項第四号の一部改正は平成十九年十月一日、それ以外は平成十九年九月三十日とするものであります。

次に、議第三十八号 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について御説明を申し上げます。

議案書十四ページをお開きいただきたいと存じます。

第十七条中の変更理由につきましては、同法律等の施行に伴い、同条中の「郵便貯金又は」を削除するものであります。

施行日につきましては、平成十九年十月一日とするものであります。

次に、議第三十九号 五條市土地開発公社定款の変更について御説明を申し上げます。

議案書の十六ページをお開きいただきたいと存じます。

第二十三条第二号中の変更理由につきましても、議第三十八号と同様であり、同号中の「郵便貯金又は」を削除するものであります。

施行日につきましては、奈良県知事の認可があった日からとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第五、議第三十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第三十五号 五條市個人情報保護条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第三十五号 五條市個人情報保護条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

平成十九年五月二十三日「統計法」の全部改正が行われ、同時に「統計報告調整法」も廃止となったため、条例の改正が必要となりました。

議案書の七ページを御覧ください。

第二十九条では統計調査に伴う個人情報など、本条例の適用外について定めております。

第二十九条第一項第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第一号を「(一) 統計法に基づく基幹統計調査及び一般統計調査に係る調査票情報並びに事業所母集団データベースに含まれる個人情報」に改めるものであります。

条例の施行につきましては、統計法の施行日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとしております。以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第六、議第三十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第三十六号 五條市公園条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。榮林副市長。

〔副市長 榮林勝美登壇〕

○副市長（榮林勝美）ただいま上程いただきました議第三十六号 五條市公園条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。  
平成十九年度において、五條市北山町九三〇番地の一に公園が完成し、「五万人の森公園」として管理運営するものであります。  
議案書の八ページ及び九ページを御覧いただきたいと存じます。

五條市公園条例第二条に、「五條市北山町九三〇番地の一 五万人の森公園」を加えるものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第七、議第三十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第三十七号 五條市営住宅条例の一部改正について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。榮林副市長。

〔副市長 榮林勝美登壇〕

○副市長（榮林勝美）ただいま上程いただきました議第三十七号 五條市営住宅条例の一部改正につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十一ページ、十二ページを御覧いただきたいと存じます。

改正理由につきましては、「公営住宅における暴力団排除について」の指針等により改正が生じたためであります。

改正内容といたしましては 第六条第五号の次に、第六号「その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと」を加えます。

また、別表第一中の、市営新上之島住宅の所在地「五條市五條四丁目」を「五條市五條三丁目、五條四丁目」に改め、「市営中井傍示住宅」を削除するものであります。

施行日につきましては、公布の日からとするものであり、また、改正後の第六条の規定の適用につきましては平成十九年七月一日からとするものであります。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第八、議第四十号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第四十号 五條教育ネットワークシステム構築業務委託契約の締結について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。橋本教育部長。

〔教育部長 橋本重夫登壇〕

○教育部長（橋本重夫）ただいま上程いただきました議第四十号 五條教育ネットワークシステム構築業務委託契約の締結につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の十七ページを御覧願いたいと思います。

契約の目的は、五條教育ネットワークシステムの構築であり、現在、小・中学校に設置しております老朽化した教育用パソコンを更新することによりまして、児童・生徒たちの情報通信技術の活用、能力の向上を図ることを目的といたしております。

契約の方法は、指名競争入札で、設計金額は消費税抜きで二億一千三十五万六千五百円でございます。

また、本入札の落札金額は、一億七千三百五十万円であり、契約金額は消費税込みで一億八千二百七十五万円。

契約の相手方は、大阪市北区堂島浜二丁目一番九号、扶桑電通株式会社関西支店常務取締役支店長和田弘治でございます。

ちなみに、請負率は八二・四八パーセントでございます。

本入札の参加資格は、五條市物品競争入札参加資格者のOA機器部門に登録されている業者で、ネットワーク構築業務の実績のあるもの、市内においてはパソコン関連機器の納入実績のある業者を対象とした指名競争入札で、十三社宛に指名通知した結果、八社から入札辞退届が、五社から適合規格承認申請書が提出され、仕様書との適合規格審査を行った結果、五社とも適合することが確認できたため、八月十日に入札を行い、その結果につきまして、次のとおりでございます。

なお、金額につきましては、消費税抜きとなっております。

扶桑電通株式会社関西支店、一億七千三百五十万円。

有限会社中、一億七千三百九十九万二千五百五十円。

富士電機ITソリューション株式会社関西支店、一億七千六百万円。

関西レックス、失格。

株式会社エム・シー富士、失格でございます。

委託概要につきましては、小・中学校への端末及びプリンタ等周辺機器の購入、サーバシステム及び教育用ソフトウェアの導入、校内ネットワークの整備等であります。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）次に、日程第九、議第四十一号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第四十一号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第二号）議定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。岡本市長公室長。

〔市長公室長 岡本和人登壇〕

○市長公室長（岡本和人）ただいま上程いただきました議第四十一号 平成十九年度五條市一般会計補正予算（第二号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成十九年度五條市一般会計補正予算（第二号）を御覧いただきたいと存じます。

一 ページにつきましては、今回の補正は歳入歳出それぞれ三千四十八万円の追加でございます。歳入歳出の予算額はそれぞれ百八十二億二百二十三万四千円となります。

第二項は林道施設災害が発生したことによりまして、歳入歳出予算の第十款災害復旧費、一項公共土木施設災害復旧費の次に、二項農林業施設災害

復旧費を加えるものとございます。

次に四ページの第二表地方債の補正につきましては、災害復旧事業債の追加と限度額変更でございませう。

次に歳出について説明させていただきます。主なもののみ御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

九ページを御覧いただきたいと思ひます。

三款民生費、二項児童福祉費、七目児童福祉施設費、十一節需用費百五十五万円につきましては、二見保育所の窓ガラス飛散防止修繕料を追加させていただきますのでございませう。

十ページに移らせていただきます。

四款衛生費、二項清掃費、二目塵芥処理費、十八節備品購入費九百万円につきましては、焼却灰搬出用の四トンダンプの購入費でございませう。

七款土木費、五項住宅費、一目住宅管理費、十一節需用費三百万円は、市営住宅の修繕料でございませう。

十五節工事請負費三百万円につきましても、市営住宅補修工事費でございませう。

十一ページに移らせていただきます。

八款消防費、一項消防費、二目非常備消防費、四節共済費百二十万六千円につきましては、消防団員退職報奨金掛金の改定による追加でございませう。

五節災害補償費百六十二万五千円につきましては、消防団員の公務災害補償費を計上させていただいたものでございませう。

九款教育費、七項保健体育費、三目体育施設費、十八節備品購入費百五万につきましては、財団法人自治総合センターのコミュニティ助成が採択されたことに伴ひまして、市内各施設に必要な備品を購入するものでございませう。

十二ページに移らせていただきます。

十款災害復旧費、一項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費二千万円につきましては、台風四号によります市内市

道七路線の災害復旧費でございませう。

二項農林業施設災害復旧費、一目林道施設災害復旧費、十五節工事請負費三百七十五万七千円につきましては、同じく台風四号によります大塔町林

道三ノ又線の復旧工事費でございませう。

次に、歳入につきましては、六ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の総括により説明申し上げます。

十四款国庫支出金で一千四百十四万円、十五款県支出金で二百五十一万五千円、十九款繰越金で三百二十万円、二十款諸収入で二百六十二万五千円、



二十一款市債で八百万円をそれぞれ増額し、歳入歳出の均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）次に、日程第十、議第四十二号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第四十二号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。阪ノ上水道局長。

〔水道局長 阪ノ上武則登壇〕

○水道局長（阪ノ上武則）ただいま上程いただきました議第四十二号 平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成十九年度五條市簡易水道特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

二ページをお開き願います。

今回の補正予算は、起債対象事業費の拡大に伴う歳入予算の財源補正でございます。

していますが、予算総額は当初予算どおり歳入歳出それぞれ四億六千八百五十万円でございます。

続きまして、三ページ第二表地方債の補正について御説明を申し上げます。

今回の補正は、簡易水道施設等整備事業に対します簡易水道事業債の限度額の追加四十万円、同じく過疎対策事業債の限度額の追加四十万円を計上いたしました。簡易水道事業債及び過疎対策事業債の限度額をそれぞれ四千九百二十万円としたものでございます。

次に、歳入につきまして、四ページの歳入補正予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

三款繰入金八十万円の減額と六款市債八十万円を追加いたしました。歳入の均衡を図った次第でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。  
質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第十一、議第四十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第四十三号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。榮林副市長。

〔副市長 榮林勝美登壇〕

○副市長（榮林勝美）ただいま上程いただきました議第四十三号 平成十九年度五條市下水道事業特別会計補正予算（第一号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の補正予算書（第一号）の四ページを御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正につきましては、起債の充当率の引上げに伴い、公共下水道事業債が六百万円、過疎対策事業債が五百九十万円増額され、下水道事業債特別措置分が算定方式変更により七十万円が減額されたことにより、市債を一千二百二十万円追加し、一般会計からの繰入金一千二百二十万円を減額するものであります。

また、三ページの地方債の補正につきましては、限度額について必要な補正を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（寺本保英）次に、日程第十二、議第四十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）議第四十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。清水健康福祉部長。

〔健康福祉部長 清水 勝登壇〕

○健康福祉部長（清水 勝）ただいま上程されました議第四十四号 平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算（第一号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成十九年度五條市介護保険特別会計補正予算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページについて御説明を申し上げます。

今回の補正予算額は歳入歳出それぞれ一億二百六十六万五千円の追加でございます。歳入歳出の予算総額はそれぞれ二十九億六千三百六万五千円となります。

それでは四ページの歳入から御説明を申し上げます。

六款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金四百六十四万八千円の減につきましては、一般会計への返還金であります。

次に七款繰越金、一項繰越金、一目繰越金一億七百三十一万三千円は、前年度よりの繰越金でございます。内訳といたしましては、給付費繰越金が一億二百九十二万七千円、事務費繰越金が四百三十八万六千円となっております。

次に五ページの歳出でございます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費百八十万円は、平成十八年度より始まりました介護予防事業を推進するための地域包括支援センターで実施いたします運動機能向上事業用の備品購入費であります。

同じく三目要介護認定費百二十八万円は、西吉野在介センターの事業に使用します公用車の購入費でございます。

五款基金積立金、一項基金積立金、一目介護保険財政調整基金積立金五千五百七十七円につきましては、過年度よりの給付費等を基金に積立てするものであります。

六款諸支支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金四千四百五十二万八千円につきましては、平成十八年度分の介護保険特別会計の精算によります国庫、県費、支払基金への償還金でございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（寺本保英）次に、日程第十三、認第一号から認第十号までを一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（長田雅光）認第一号 平成十八年度五條市一般会計歳入歳出決算認定について。

認第二号 平成十八年度五條市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第三号 平成十八年度五條市簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。

認第四号 平成十八年度五條市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について。

認第五号 平成十八年度五條市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第六号 平成十八年度五條市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第七号 平成十八年度五條市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

認第八号 平成十八年度五條市大塔診療所特別会計歳入歳出決算認定について。

認第九号 平成十八年度五條市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。

認第十号 平成十八年度五條市水道事業会計決算認定について。

○議長（寺本保英）提案理由の説明を求めます。堤会計管理者。

〔会計管理者 堤 好文登壇〕

○会計管理者（堤 好文）ただいま上程をいただきました認第一号から認第十号までの平成十八年度一般会計、各特別会計及び企業会計の歳入歳出決算につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

別冊の平成十八年度五條市歳入歳出決算書を御覧いただきたくと存じます。

二ページ、三ページの各会計別歳入歳出決算総括表により要点のみについて御説明申し上げますので、御了承賜りたいと存じます。

まず、認第一号の一般会計につきましては、歳入歳出予算現額二百二十三億七千三百八十五万八千五百五十五円に對しまして、収入済額は二百五億五千万八千四百四十八円でございます。支出済額が百九十九億七千六百七十七万八千七百七十円で、歳入歳出差引額が五億二千八百二十三万七千五百七十八円となります。

なお、平成十九年度への繰越事業に伴う繰越しすべき一般財源が、繰越事業費十二億二百七十八万二千五百五十円のうち二億八千四百六十五万二千二百五十円ございます。したがって、これを差引きました平成十八年度実質収支額二億四千三百五十八万五千三百二十八円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の四百九十ページに計上しておりますので、後ほど御清覧いただきたいと思ひます。  
続きまして、認第二号、国民健康保険特別会計について御説明を申し上げます。

予算現額四十一億五千七百七十万七千円に對しまして、収入済額が四十億一千八百七十一万九千三百五十六円、支出済額は三十七億八千四百九十八万五千四百五十八円で、歳入歳出差引額が二億三千三百七十三万三千八百九十八円の剰余金をもつて決算した次第でございます。

次に、認第三号の簡易水道特別会計につきましては、予算現額五億九千六百六十四万四千円に對しまして、収入済額五億二千五百五十三万七千八百六十四円、支出済額が五億一千七百四十七万一千八百六十四円で、歳入歳出差引額は四百六十六万六千円となります。

なお、平成十九年度への繰越事業に伴う繰越しすべき一般財源が繰越事業費四千三十七万円のうち二百十四万六千円でございますので、これを差引きました平成十八年度の実質収支額百九十二万円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の五百五十八ページ計上しておりますので、後ほど御清覧いただきたいと思ひます。

次に認第四号の老人保健特別会計につきましては、予算現額四十億九千七百八十二万三千円に對しまして、収入済額が三十七億四千三百五十五万四千四百二円、支出済額は三十七億三千七百八十五万六千五百四十四円で、歳入歳出差引額は五百七十七万三千七百四十八円となります。

次に認第五号の下水道事業特別会計につきましては、予算現額十八億八千四百八十七万三千八百七十五円に對しまして、収入済額十七億九百七十三万九千四百十三円、支出済額は十七億三百五十一万七千七百八十八円で、歳入歳出差引額は六百二十一万三千二百二十五円となります。

なお、平成十九年度への繰越事業に伴う繰越しすべき一般財源が繰越事業費一億一千五百三十六万三千二百二十五円のうち六百二十一万三千二百二十五円でございますので、これを差引きました平成十八年度の実質収支額ゼロ円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の六百八ページに計上しておりますので、後ほど御清覧いただきたいと思ひます。

次に、認第六号の墓地事業特別会計につきましては、予算現額二百十五万円に對しまして、収入済額が二百四十六万五千九百六十六円、支出済額は百

九十七万七千六百三十八円で、歳入歳出差引額は四十八万八千二百七十八円となります。

次に、認第七号の介護保険特別会計につきましては、予算現額二十七億六千七百七十八万四千円に對しまして収入済額は二十六億八千四百七十七万七千四百二十九円、支出済額が二十五億七千五百二十九万八千五百二十二円で歳入歳出差引額は一億九百四十七万八千九百二十七円となります。

なお、平成十九年度への繰越事業に伴う繰越しすべき一般財源が繰越事業費二百十万円のうち百十五万五千円でございますので、これを差引きしました平成十八年度の実質収支額一億八百三十二万三千九百二十七円の決算となります。

この内容につきましては、決算書の六百六十四ページに計上してございますので、後ほど御清覧いただきたいと思います。

次に、認第八号の大塔診療所特別会計につきましては、予算現額五千六百六十一万円に對しまして、収入済額は五千四百七十七万六千九百七十一円、支出済額が五千二百二十九万九千三百十九円で、歳入歳出差引額は三百四十七万七千六百五十二円となります。

次に、認第九号の農業集落排水事業特別会計につきましては、予算現額二百三十万円に對しまして、収入済額は二百八十万五千八百一円、支出済額が百九十二万三千七百八十八円で、歳入歳出差引額は八十八万五千四百二十三円となります。

次に、認第十号の五條市水道事業会計について御説明を申し上げます。

別冊の平成十八年度五條市水道事業会計決算書を御覧いただきたいと存じます。

一ページ、二ページの決算報告書により御説明を申し上げます。

まず、収益的収入及び支出では、収入の第一款水道事業収益の決算額八億一千二十五万四千九百九十三円に對しまして、支出の第一款水道事業費用の決算額が七億六千九百二十六万六千七百五十二円で、これら収支差引額から消費税及び地方消費税資本的収支調整額三百八十八万七千七百三十四円を差し引きました当年度純利益は、三ページの下から三行目のとおり三千七百十萬一千七百七円の純利益でございます。

なお、前年度からの繰越利益剰余金二千八百三十六万七千九百九十円を加算した当年度未処分利益剰余金は、六千五百四十六万八千九百九十七円でございます。

また、一ページ、二ページ中ほどの資本的収入及び支出につきましては、収入の第一款資本的収入の決算額五千三百三十九万五千九百三十四円に對しまして、支出の第一款資本的支出の決算額が三億五千五百七十七万一千五百七十一円で、資本的収支不足額が三億二百三十万五千六百三十七円となり、この不足額は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額三百八十八万七千七百三十四円、当年度分損益勘定留保資金一億九千八十八万二千六百六十四円及び建設改良積立金一億八百二十三万八千二百三十九円をもって補てんした次第でございます。

以上で認第一号から認第十号までの各会計の決算についての御説明を終わらせていただきます。よろしく御審査をいただきまして、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺本保英）提案理由の説明が終わりました。

次に代表監査委員から決算審査の報告を求めることにいたします。岩城 健代表監査委員。

〔代表監査委員 岩城 健登壇〕

○代表監査委員（岩城 健）平成十八年度の決算審査の結果を報告いたします。

今回は、合併後初めて全期間合算された決算ですので、実質的には経年比較する初年度になります。

なお、本日は皆さんお手元の決算報告書の総括等を御清覧いただくようお願いいたしまして、要点のみを申し上げます。

本年度も昨年度から公表されている新しい指標として「実質公債費比率」が加わっております。これは、様々な法や制度の新設を経て導入されたものの一つです。二〇〇六年度から地方債協議制度への移行が実施され、一定水準以下なら地方債の発行は原則自由ですが、超えると所定の条件のもとに許可がないと発行ができなくなります。その第一のハードルは一八パーセント（当市は一九・八パーセント）、次は二五パーセント、そして三五パーセント以上となっており、数字が大きくなるに従って制限が厳しくなっていくという点でございます。こういうことで、この指標の意味は非常に大きいということが、まず前提としてあります。

また、地方に求められている流れとして、単式簿記から複式簿記への移行とともに、各会計の連結により市の実力を分かりやすくするという方向性があります。

貸借対照表で、資産・負債・正味資産等のバランスをみる。行政コスト計算書でコスト意識を高める。資金収支計算書で資金の流れ方をみる。純資産変動計算書で資産の増減をみる等で、より理解されやすくなります。

一方、市債の圧縮に力を入れる。そのため、売却可能財産等を洗い出し、必要に応じ公表し、売却の上、処分代金を市債償還に充当する。すなわち、ストックとしての不動産でもってストックとしての市債の縮減につなぐという方法をとります。

加えて、公有財産台帳の完備を図っていく。現在は不動産等の評価は決算統計資料、決統と申しておりますけれども（付帯経費を含む簿価）に頼っているため、過去、財産台帳は永年保存でありながら、決算書における「財産」の集計も、その台帳がベースになっておりませんでした。利用可能となるよう台帳を充実させ、公会計での記載事項としての金額表示をも加えていくことが大切となってきます。



一つの例ですが、平成二十年十月に公営企業金融公庫が解散します。その一切の権利義務は地方公営企業等金融機構に継承され、その支援のもとで地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完されていくとのことでございます。

いずれにしても、民間金融機関との接触面が一層広がります。

このように、金融も官から民への流れとなってきたという兆しがあります。この点からも、財産台帳の整備上、金額評価を取り入れていくことが大切だという根拠にもなると思われます。

以上、事務事業環境の変化の中で、より一層、経済性・効率性・有効性を発揮し、事務事業に取り組みられることを希望し、簡単でございますが報告いたします。

○議長（寺本保英） 決算審査の報告が終わりました。（「十八番」の声あり）十八番土井康嗣議員。

○十八番（土井康嗣） ただいま上程されております認第一号から認第十号までの十議案は、いずれも平成十八年度における各会計決算の認定でありますので、これら議案については特に慎重審議を期するため、例年のおり決算審査特別委員会を設置していただきたいと思っております。

なお、委員の数は八人とし、その選任につきましては議長に一任したいと思っております。

○議長（寺本保英） お諮りいたします。

ただいま土井康嗣議会運営委員会委員長から御提案がありましたように、本案は慎重審議を期するため、決算審査特別委員会を設置して審査を付託いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（寺本保英） 御異議なしと認めます。

よって本案は、決算審査特別委員会を設置して、これに付託することに決しました。

なお、決算審査特別委員会の委員の定数は八人とし、選任につきましては、あらかじめ御協議願っておりますので、議長から指名いたします。

二番太田好紀議員、四番藤富美恵子議員、九番峯林宏政議員、十番西尾彦和議員、十一番北山和生議員、十三番花谷昭典議員、十四番佐久間正己議員、十七番黄木英夫議員。

以上、八人の方をお願いいたします。

なお、正副委員長の選任並びに審査の日程等につきまして御協議賜りたいと思っておりますので、各位には、本会議終了後直ちに議長室に御参集願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

明日八日から十七日まで休会とし、次回九月十八日、午前十時に再開し議案審議を行います。  
本日は、これをもって散会いたします。

午後零時十一分散会